

第4章 計画の推進に向けて

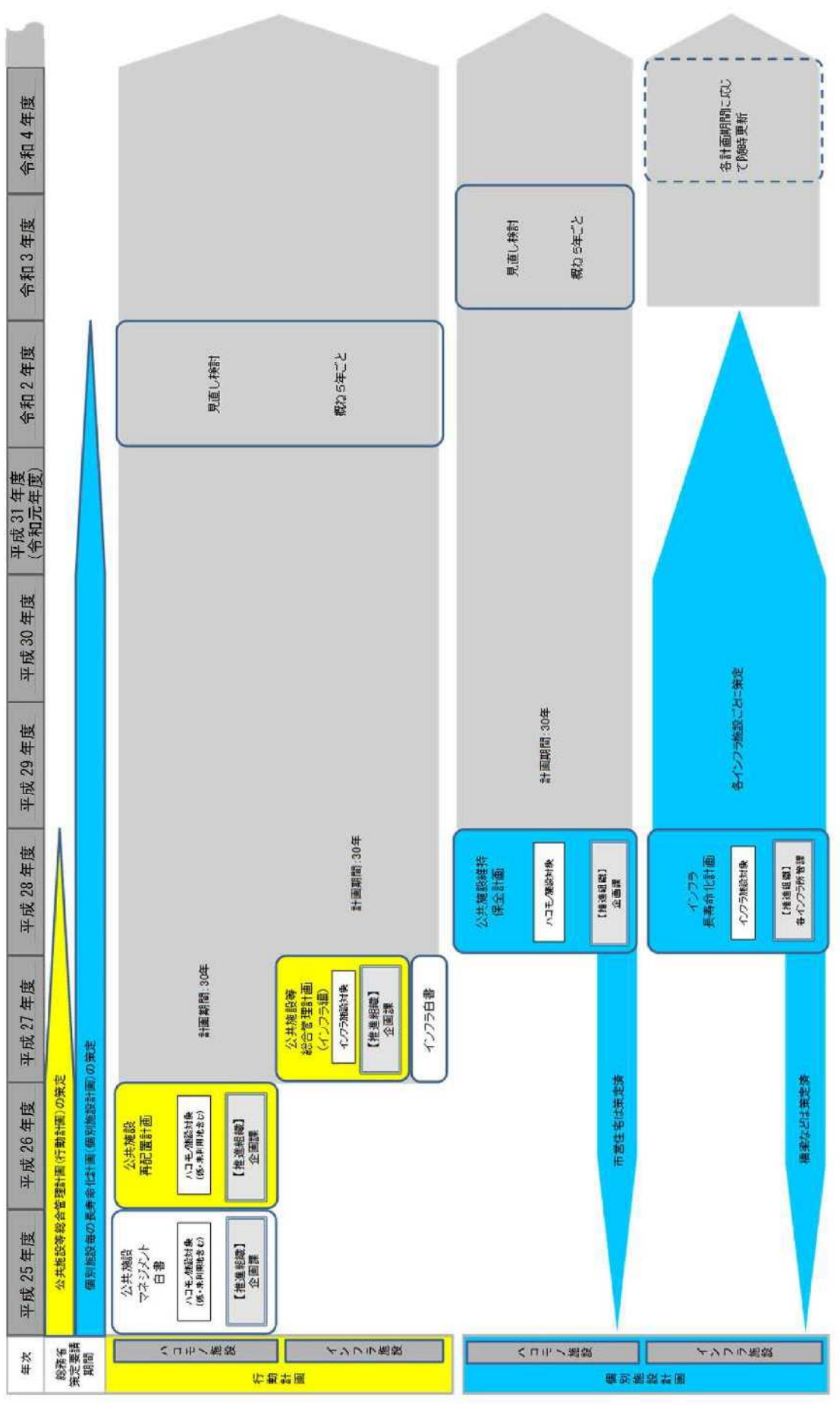
1. 推進行程（ロードマップ）・進捗管理

本市では、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 25 日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）や公共施設等総合管理計画の策定要請（総務省、平成 26 年 4 月 22 日）を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、次頁に示す計画の策定と、計画に基づく事業を実施します。

平成 27 年度には、本計画をもとに、都市基盤施設（インフラ）を含めた施設の総合的な管理計画として、公共施設等総合管理計画の策定を行い、また、平成 28 年度以降は、公共施設等総合管理計画をもとに、公共建築物（ハコモノ）及び都市基盤施設（インフラ）の個別施設の特性に応じた整備・維持管理等に関する具体的な行動内容や実施時期等を定めた個別施設計画を、随時、策定しています。

なお、本計画については、公共施設マネジメント白書に係る施設データについて、毎年度更新・蓄積を行うことで、施設総数・総量削減の状況、コスト縮減額や利用状況等について検証を行うことで進捗管理し、今後の社会情勢や財政状況などを見据えながら、概ね 5 年ごとに見直しを行うものとします。

【公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた推進行程(ロードマップ)】



2. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、企画財政部企画課を中心に、本計画の実施や公共施設等総合管理計画の策定に係る全体調整や、関係各課との連携による公共施設に係る継続的なデータ管理を行っていきます。

また、市民への情報提供を通じた情報共有・合意形成を図るとともに、実施事業の進捗管理を行うことで、公共施設の維持管理・運営の効率化とともに、施設提供サービスの最適化に取り組めます。

【公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた推進体制】

